

# 現代における祭祀公業の新たな展開

——財団法人台湾李氏宗祠の場合——

後 藤 武 秀

## 一 はじめに

台湾に伝統的に存在してきた祭祀公業は、日本統治時代に土地所有権関係の複雑さや内部紛争の多さを主な理由にその廃止論が展開されたが、祭祀という台湾人の固有の宗教的伝統との決別は容易ではなかった<sup>(1)</sup>。それゆえ特別法による対処も検討されたが、結果的には新たな設定を禁じるということで、従来からある祭祀公業は維持されていった<sup>(2)</sup>。第二次大戦後、台湾が中華民国の統治下に置かれると、土地整理の必要からやはりその解体整理が進められ、多数の祭祀公業が整理されていった。しかし、一方において祖先祭祀という民族のアイデンティティとも言うべき重要な習慣は捨て去ることはできず、祭祀公業は財団法人への転化が認められただけでなく、新たに財団法人を設立することも容認された<sup>(3)</sup>。それゆえ、近年における台湾の祭祀公業の展開を理解するには、新たに設立されている財団法人についても研究する必要がある。本稿では、そのような財団法人の一つである台湾李氏宗祠について検討する。

## 二 財団法人台湾李氏宗祠の設立

台湾における李氏は、唐の高祖李淵らを出した隴西（今の甘肅省）李氏の末裔とされ、多くは閩、粵の両地域から明の天啓年中以降、台湾に移住してきたとされる<sup>(4)</sup>。台湾には陳姓に次いで多数の李姓の人々が居住しているが、一九六〇年代中葉まで李氏の祖先を祭る宗祠はなかった。陳、林、王、高、呉、許、楊、謝などの各姓がすでに宗祠を有し、祖先祭祀と一族の団結を実現しているにもかかわらず、李姓の人々の間で建祠の話が持ち上がったのも種々の理由から実現にいたらず、多くの李姓の人々が宗祠を持っていないことに不満を抱いていた。

こうした状況のもとで、フィリピンの隴西李氏総会の二五周年祭に招かれた台湾の李氏たちが宗祠建立の必要を強く感じ、フィリピンの李氏総会から二度にわたり寄せられた寄付金三五万元を基金の一部として財団法人李姓隴西堂籌備委員会を結成した。発起人としてこれに参加したのは、それぞれ五万元を捐助した一〇名の李姓の人々であった。これにフィリピン李氏宗親總會名誉会長の李峻峰を加えた一一名が事実上の設立者として宗祠建立のための土地の選定、資金の調達及び賛同者の募集に奔走した<sup>(5)</sup>。その結果、民国五三年九月二〇日までに七四三名から二五八万三八〇〇元が

寄せられることとなった。

宗祠建立のための土地については、蘆洲保安宮後面など四か所の候補地の中から聖裁により台北市民生東路と南京東路付近が最も適していると判断され、今日の南京東路三段に一七三坪の土地を八二万六〇〇〇元余で購入した。祠堂については、延べ七〇〇余坪の宮殿式六階建てのビルを建設することとしたが、すでに寄せられた助成金では二〇〇万円ほどの不足が生じることとなったので、再度募金活動を行うとともに、当面の不足については、発起人が連帯して銀行から借り入れを行い、民国五三年末に着工、民国五六年一〇月に落成した。

一方、このような計画を進める母体である財団法人に関しては、民国五三年五月に一六〇余名の李氏が集まって董事と監事を選出し、六月八日に財団法人としての認可を申請した。その結果、八月一八日に台湾省政府により設立許可を受け、八月二七日に設立登記を完了した。<sup>(6)</sup>

法人登記証書によると、「財団法人台湾李氏宗祠」の目的は、「祖徳を高め、宗族の誼を厚くし、宗族の福利を増進し、社会公益事業を執り行い、中華文化の復興に寄与することとし、存立時期は「永久」である。また、法人の財産はすべて「捐助」であることも明記されている。<sup>(7)</sup>

登記を終え法律上正式に財団法人が設立され、また祠堂の建築も完了したところで、民国五六年一〇月二〇日、祠堂六階の玄元殿において「聖祖開光点眼」式典が挙行され、李氏の著名な祖先の霊位並びに像が安置された。さらに、一〇月二三日には歴代祖先の霊位が安置され、十一月二七日、落成式典が盛大に催された。<sup>(8)</sup>なお、落成記念日は農曆一〇月二六日とされ、この日に秋の祭祀が行われる。

### 三 財団法人台湾李氏宗祠の内部組織

台湾李氏宗祠は財団法人としてどのような内部組織を有し、どのように運営されているのであろうか。財団法人台湾李氏宗祠捐助暨組織章程をもとに見ていこう。<sup>(9)</sup>

#### (1) 会員

本法人を組織する会員は、李姓の者であり、原則として台湾に居住又は本籍を有している。族群すなわち福建系であるか客家であるかとか、本島人であるか外省人であるかといった、出身に関する差別は一切なく、李姓を名乗るものであれば誰でも参加資格を有する。しかしそれだけでは不十分であり、本宗祠に位牌を安置し、祭祀する者でなければならぬ(第七条)。位牌は、ビルの五階に安置されており、向かって正面に安置する場合は二〇万円、左右の側壁に安置する場合は五万円の費用を支払うこととなっている。もちろんその支払いは一回限りであり、通常は寄付金を支払うことはないが、日常参拝するときには線香代程度を寄付する他、結婚式などがあると若干の寄付をすることもある。このような会員は、民国八六年において一二〇四名であり、<sup>(10)</sup>現在は一二六〇名ほどに増えている。会員となるのは一家に一人であり、通常一家の最年長者が会員であると、その子、孫、或いは配偶者など、会員に与えられる利益を享受する者は数十人に及んでいく。概算ではあるが、家族を含めるとおよそ一万五千人程度になるといえる。

会員資格は親族に継承される。すなわち、会員が欠けたときは、親族の一人が会員資格を継承することと規定されており(第八条)、通常、男子

が継承するが、女性であつてもかまわない。

(2) 董事会

主要業務の執行機関は董事会である。董事会は、董事、常務董事、副董事長、董事長によつて構成される。董事は一五名、常務董事は一〇名、副董事長は四名、董事長は一名であり、董事長が外部に対して法人を代表する(第九条)。董事の任期は三年であり、董事長の任期は任意に定めることとなっているが(第一〇条)、通常三年である。

董事会は三ヶ月に一回開催されなければならず、董事長が議長となつて会議を主催するが、それよりも頻繁に開催されるのが、常務董事会であり、二ヶ月に一回開催される。規定上、執行機関は董事会とされているが(第二〇条)、事実上は常務董事会が重要事項の決定を行っている。

董事となる者は、董事会において選出されるが、その資格、並びに選出方法について、第一四条に次のように規定している。

第一四条 董事会が新任の董・監事を選出するときの要領は次の通りである。

一 本法人の宗親で、宗祠のために服務する願望を有する者は、毎回の董事任期満了の三ヶ月前に書面を以て申請を行い、董事会が申請人の人格・道徳精神・奉獻服務精神について評価した後、「元老会」の諮問を経て董事会が決議し、新任の董・監事とする。

二 建祠発起人一〇名の宗老の犠牲と奉獻精神を追想するために、各発起人の直系後嗣が引き続き尽力する意思のある場合は、一人を推挙し、董事会において新任の董・監事を選出する際に優先的に考慮する。

このように、董事は会員の中から無条件に選出されるわけではなく、李

現代における祭祀公業の新たな展開

氏宗祠の維持運営に強い意欲を持つことが条件とされる。さらに、本宗祠創建に奔走した人々の功勞を重視し、発起人の一族から董事又は監事を優先的に選出することも明記されている。現在、発起人一〇名の子孫として会員であるものはすべて董事または監事の役職についている。もつとも、これらの職は義務職であり、必要な場合に旅費交通費等が支給されることはあるが、無給が原則である(第一七条)。

董事会の職権として第二〇条に以下の七項目を規定している。すなわち、

一 本章程に規定する事項を執行する。

二 董事会の決議案を執行する。

三 福利事業を行う。

四 本法人の財産の保管及び財務収支等の事項を管理する。

五 本法人の職員任免及び評価を行う。

六 宗親の位牌奉祀に関する事項を審査する。

七 本章に規定する事務を執行する。

以上の項目は、法人運営の基本にかかわる日常業務であり、董事の合議により運営されていることが見て取れる。各業務については後に詳しく見ていくこととする。

(3) 監事会

法人の財務監査、董事会の業務監査等を行うのは監事会である。監事会の業務については、第二一条に以下の四項目を規定している。すなわち、

一 本法人の財政収支を審査する。

二 監察・弾劾権を行使する。

三 董事会の決議の執行状況を監察し、董事会に出席して発言すること

ができる。但し、議決権はない。

#### 四 監事長・副監事長は日常の事務を監察する。

監事会の構成は、監事五名、常務監事三名、副監事長一名、監事長一名であり（第一二条）、任期は三年である。その選出方法については、董事の選出方法と同様である（第一四条）。監事会は三ヶ月に一回開催される。

以上に見た、董事会と監事会が法人の主要機関であり、規定上の定員であるが、現在においては運営上若干の相違がある。すなわち、現在、董事会は董事長一名、副董事長四名、常務董事一名、董事一八名で運営されており、監事会は監事長一名、副監事長二名、常務監事四名、監事三名で運営されている<sup>(11)</sup>。また、会議も、常務董事常務監事合同会議が毎月一回開かれ、董事・監事合同会議が三ヶ月に一回開かれる<sup>(12)</sup>。このような実際上の運営から見て、董事であるか監事であるかにかかわらず、役員が共同して法人の運営に当たっていると考えてよい。

#### (4) その他の機関

以上のほかに、組織内に位置付けられるのが、元老会である。元老会は、族内の人徳・人望の高い宗親を董事会の決定により招いて構成するが（第一六条）、その運営については実質的な規定はない。慣例的には永久名誉董・監事長、名誉董事長、名誉董事、榮譽顧問、顧問がこれに参加する。永久名誉董・監事長はかつて董事長・監事長を経験した者、名誉董事長は副董事長を経験した者である。元老会の職権としては、調停及び諮問に当るほか（第一六条）、新任の董・監事を選出する際に董事会から諮問を受ける（第一四条）。

日常の事務を行うのが、幹事である。幹事は董事会によって任命され、

事務局において業務を行う。現在、総幹事一名、幹事一名が常時勤務している。

#### 四 財団法人台湾李氏宗祠の事業

主要な事業を行うために、董事会のもとに以下のように六個の委員会が構成されている。

- 一 祭祀委員会 春秋二度の祭祀の掌管
- 二 総務委員会 財務、管理、物品の購入と検査
- 三 服務委員会 老人福利、社会服務
- 四 奨学金委員会 大学・専門学校生に支給する奨学金に関する審査
- 五 公共関係委員会 他の宗親会の訪問、交流
- 六 李氏文化發展委員会 李氏に関する文献、文物、族譜の収集と展示及び整理

これらのうち、特徴的と思われる事業について順次見ていくこととする。

#### (1) 祭祀

祭祀は本法人の趣旨そのものであり、祖徳を讃えるためにも、必須の事業である。本法人では大規模な祭祀は春秋二度行われる。春祭は、農曆二月一五日の太上始祖の誕生日にあわせて行われ、秋祭は農曆一〇月二六日の宗祠落成記念日に行われる。その他に、玄元殿に祭られている高名な祖先（仙祖）の誕生日には供物が供えられ、礼拝が行われるほか、祖先の位牌を安置している者はいつでも礼拝を行うことができる。

春秋二度の祭祀は、古礼にのっとり、もつとも莊重な三献礼の儀式で行われる。儀式は四段階に分けられ、第一段階は朝九時に六階の玄元殿で五

乃至七名の道士が道教の儀式で始祖らに香を手向け、祭拜が始まる。続いて、董事・監事ら役員が礼拝が行われる。祝文等の朗読が行われるが、これは董事長が行うわけではなく、役員のうち声量の豊かな者が行うようである。使用される言語は、以前は公用語である北京官話であったが、現在は台湾語である。第二段階は一時ごろに、五階に場所を移し、同様に道士の先導により祖先の位牌の前で祭祀が営まれる。以上、午前中に本来の祭祀が営まれ、午後二時から第三段階として三献礼の儀式の後、秋祭の時には奨学金・老齡金の授与などの儀式が行われる。さらに、第四段階として夕刻からホテルに場所を移して懇親会が開かれる。毎回ほぼ千人程度の李氏の人々が参加している。<sup>(13)</sup>

## (2) 老人福利事業

会員又はその直系親族で八〇歳以上の者に対し、敬老の意を込めて金銭を支給している。現在、八〇歳以上の者が約一五〇名おり、それぞれに六千元を支給、九〇歳以上の者約三〇名に対してはそれぞれ一万元、一〇〇歳以上の者には二万元を支給している。

近年、支給年齢を引き下げ、七五歳又は七〇歳とする計画もあるが、財源の関係からまだ実現していない。それよりも実現可能性の高いのが、老人福利施設の開設であるが、これも未だ実現に至っていない。<sup>(14)</sup>

## (3) 奨学金事業

法人設立当初から不断に営まれているのが奨学金事業である。李氏の子弟の勉学を援助するのが目的であるから、受給資格者は当然に李姓の学生に限られる。会員の家族であるかどうかは要件ではない。大学生か専門学生が対象であり、毎年九月に各学校に広告される。設立当初は毎年二〇

名の学生に支給されたが、現在は五〇名の学生にそれぞれ八千元を支給している。完全な給付であり、返還義務は一切ない。例年、三〇〇名程度が応募しており、選考は学業成績だけでなく、人格、推薦単位による人物評価も加味して奨学金委員会において行われる。奨学金支給のための資金は、有志の寄付によって特別の基金を作り、その利息を主要な財源としてきたが、現在は法人の一般会計から支出している。有志の寄付については、例えば民国八二年に教育資金として二〇〇万元を寄付した李清木を記念して李清木文教基金会を作り、独自の奨学金事業を行っている。

このような一般の奨学金のほかに、貧困家庭の子弟の進学あるいは家計急変者に対しては、随時必要な援助を行っている。<sup>(15)</sup>

## (4) 社会貢献

慈善公益事業の展開は、財団法人としての公益性に由来するものであり、本法人においても積極的に進められている。民国八一年には台北市政府消防局へ救急車を寄贈し、八三年には雲林・嘉義地区の災害と宜蘭地区の災害に慰問金を寄付し、また台北市立療養院に精神病治療器具を寄付している。例年、社会貢献のための予算は五〇万元程度を見ており、服務委員会を使途を決定している。このような活動のほかに、施設を開放して、伝統民俗療法であるマッサージを月に二回無料で行っている。受診者は李氏である必要はなく、近隣の人々である。

## (5) その他特徴的な活動

以上に見た事業のほかに、李氏一族の団結を高め、維持していくためと思われる活動がある。いくつかを紹介しよう。

まず、選挙の応援である。台湾では長期にわたり国民党の一党独裁政権

が數かれ、国民は政治に参加する道があまり開かれていなかったが、民国八五年初めて国民によって總統を選出する選挙が行われた。これに立候補し、結果的に当選したのが李登輝であった。李登輝は本財団法人の会員ではないが、同じ李氏であることから、本財団でも後援会を結成して選挙応援に当たるとともに、選挙資金として五〇萬元を寄付した。<sup>(16)</sup> 本法人のような一族共存繁栄のための団体が選挙運動で大きな役割を果たしている状況を垣間見ることができると例である。

次に、他の李氏一族の宗親団体との交流が大きな意義をもっている。台湾内の他の地域の団体との交流も盛んであるが、海外の団体との交流が頻繁に行われている。シンガポール、フィリピン、アメリカ、タイ、マレーシアなどにはそれぞれ李氏の宗親会が組織されており、これらの海外の団体との相互訪問がほぼ毎年のように行われている。交流の本来の目的は相互の親睦であるが、実質的には会員の経済活動の援助機能を果たしている。例えば、台湾の李氏の関係者がフィリピンで事業展開をする際には、フィリピンの李氏が陰に陽に援助しているのが実態である。もちろん、このような事柄は記録されるものではないが、調査の際に話をうかがった董事・監事が均しく認めるところである。まさに、華人社会の血縁によるネットワークがいかになく發揮され、相互繁栄をもたらす基礎となっていると言える。

## 五 財団法人台湾李氏宗祠の財務

以上に見たさまざまな事業を行うためには相当大規模な資金が必要となる。そこで、次に、本法人の財務について見ていくこととする。

法人の資産は、三千九十五萬元余である（第五条）。これは土地及び建築物の価値である。宗祠のあるビルは台北市南京東路三段の大通りに面しており、商業地としても一等地である。三十数年前の写真をみるとあちこちに農地が残る地域であるが、台北市の市域の拡大に伴い現在は昔日の面影もないくらいの繁華街である。それゆえ、現在の価値は日本円に換算するとほぼ一億円以上になるのである。なお、法人の資産はもし解散する場合にはいかなる個人にも帰属することはなく、すべて法人事務所所在地の自治体に帰属する（第五条、民法第四四条）。

次に単年度の収入と支出を見てみよう。民国九一年度予算に従って見ていくこととする。

収入は、一二七二萬元である。収入の大部分を占めるのは、家賃収入である。現在ビルの三階までのフロアーを二つの会社に賃貸しており、その家賃収入が一年間に一二〇〇萬元である。パブル期には一八〇〇萬元にも達したようであるが、現在の経済情勢下では月に一〇〇萬元程度が相場のようなのである。その他、利息収入が四二萬元、樂捐収入すなわち位牌安置に伴う寄付金が二〇萬元、春秋の祭礼時の寄付金が一〇萬元である。会員から定期的に会費を徴収するようなことは一切なく、基本財産すなわち所有する不動産からの収益が収入の大部分であることが特徴である。

支出は、最も多いのが税金であり、固定資産税・営業税等を合わせ二八〇萬元を支払う。最も重要な行事である春秋二度の祭礼には都合一八〇萬元が予算化されている。祭礼費用の他、懇親会費用もこれでまかなわれる。主要事業に関連しては、社会運動費すなわち社会奉仕費用として五〇萬元、敬老金として一〇〇萬元、奨学金として四〇萬元が予算化されている。役

員は先に見たように無給であるが、海外の団体との交流の際には旅費が支給される。予算上その額は三〇万元である。事務職である幹事には給与が支給され、その額は臨時雇いを含め四名で一七〇万元となっている。<sup>17)</sup>

その他に恒常的に計上されている予算で、比較的多額のものとしては、修繕費に八五万元が予定されているが、これはビルの修理、補修に関する費用である。また、慶弔費に四〇万元が計上されている。李氏一族の関係者の慶弔に使用されるだけでなく、海外の李氏関係団体を訪問する際の寄付金にもこれが利用される。華人社会では祝い事や儀式の際に「紅包」と言つて多少の現金を赤い封筒に入れて手渡すのが儀礼的習慣となつてゐるからである。その他光熱費等以外に、本年度の特徵的予算として三五周年祝賀式典のために一〇〇万元が計上されている。本財団法人では一〇年ごとに盛大な祝賀式典を挙行しているが、五年ごとにも比較的大きな祝賀式典を開くので、そのための予算である。

以上の予算は董事会によつて作成されるが、決算はもちろん監事会によつて監査される。また、財団法人として、予算決算は外部にも公開しているので、いわゆる非公式の費用は一切ない。

## 六 結び

以上において現代における祭祀公業の一例とも言うべき財団法人台湾李氏宗祠の概要を見てきた。伝統的な祭祀公業では、通常祭祀の永続性を願う享祀者が生前に財産の一部を公業とすることによつて、そこから生じる収益で祭祀を継続していく。子孫はなんらの経済的負担なく祖先を祭祀することができることが特徴である。このような伝統的な祭祀公業と比較す

ると、確かに本財団法人においてはその創建時において、会員による寄付によつて基本財産が構成されている点で大きな相違がある。しかし、先に財務について見たように、安定した家賃収入があたかも公業からの収入と同じように機能しており、同様に子孫は特別の経済的負担なく祭祀を営むことができるのである。

次に、事業として奨学金や老齡金など李氏一族への収益の還元が行われているが、これも伝統的祭祀公業において収益の残余の分配が行われ、あるいは日本留学など子弟の教育資金に利用されたのと極めて似ている。

このような祭祀公業としての類似性のほかに、政治活動の援助や経済活動の援助など、まさに李氏の血縁のネットワーク化が積極的に進められているのも大きな特徴である。華人社会の特徴の一面がここにも垣間見られるのである。

### 〔資料〕

台湾李氏宗祠捐助暨組織章程（民国八八年一〇月五日台北地方法院承認）

#### 第一章 総則

第一条 本法人の名称は、財団法人台湾李氏宗祠（以下、本法人と略称する）とする。

第二条 本法人の総事務所は台北市南京東路三段三〇九号四階に置き、必要な場合には支所を置く。

第三条 本法人は、毎年、李氏宗祠の春秋二度の祭礼を執り行い、もつて祖徳を高め、宗族の誼を厚くし、宗族の福利を増進し、社会公益事業を執り行い、中華文化の復興に寄与することを主な目的とする。

#### 第二章 事業

第四条 本法人は左の事業を行う。

一 毎年春秋二度の定期祭礼を行い、祖先を祭祀する。

- 二 分祠を建立し、運営管理する。
- 三 族譜を編纂する。
- 四 宗親による祖先の霊位の安置を取り扱う。
- 五 宗親の紛争を調停する。
- 六 貧困、病氣、物故した宗親またはその直系親族を援助する。
- 七 奨学金を設け、優秀な子弟に支給する。
- 八 老人福利基金を設け、高齢の宗長に配慮する。
- 九 文化発展基金を設け、固有文化を発揚する。
- 一〇 その他、社会公益及び福利に関する事業を行う。

### 第三章 資産及び会計

- 第五条 本人の資産は寄付人の寄贈によるものとし、財産総額は新台幣ドル三千九百五十九千二百三十二元である。主管機関に報告、審査を経たとおり、解散時にその財産はいかなる人或いは個人・企業団体に帰属することはなく、民法四四九条の規定に従い、本法人事務所所在地の地方自治団体に帰属する。

- 第六条 本人の会計年度は毎年一月一日より二月三十一日までとし、その決算は理事会の議を経て主管機関に報告し、審査を受ける。

### 第四章 組織及び職権

- 第七条 本人は、李姓の宗親で、本宗祠に位牌を祭祀する奉祀人によって構成され、宗親は本人の定める各種の福利及び援助を享受することができる。

- 第八条 本人の構成員たる李姓の宗親で位牌を祭祀する奉祀人が欠けたときは、親族の一人が順次その任にあたる。

- 第九条 本人に、理事会を設け、本人の李姓の宗親の中から一五人を選出して董事とする。董事は無記名投票により董事長一人を選出し、董事長は外部に対して本人を代表する。さらに四人を推薦により副董事長として選出し、一〇人を常務董事とする。

- 第一〇条 董事の任期は三年とし、再任を妨げない。董事長の任期は任意に定めることとし、董事長が欠けたときは理事会は一名の副董事長を推挙して代理とし、董事長代理はその任期内において代理業務を行う。その旨主管機関に報告する。

- 第一条 理事会はその期の董事・監事の任期満了の二ヶ月前に董事・監事を選出し、新董・監事会を組織する。任期満了後三〇日以内に公印を引き渡し、執務を引き継ぐ。主管機関に報告し、かつ裁判所に董事・監事の変更を申請する。

- 第二条 本人に監事会を設け、本人の李姓の宗親から五名を監事に選出し、監事長一人、副監事長一人、常務監事三人を推薦する。

- 第三条 監事の任期は三年とし、重任を妨げない。監事長は一期を限度とし、監事長が欠けたときは一名の副監事長を推挙して代理とし、監事長代理はその任期内において代理業務を行う。

- 第四条 理事会が新任の董・監事を選出するときの要領は次の通りである。
  - 一 本人の宗親で、宗祠のために服務する願望を有する者は、毎回の董事任期満了の三ヶ月前に書面を以て申請を行い、理事会が申請人の人格・道徳精神・奉獻服務精神について評価した後、「元老会」の諮問を経て理事会が決議し、新任の董・監事とする。
  - 二 建祠発起人一〇名の宗老の犠牲と奉獻精神を追想するために、各発起人の直系後嗣が引き続き尽力する意思のある場合は、一人を推挙し、理事会において新任の董・監事を選出する際に優先的に考慮する。

- 第五条 本人は理事会の決定により、人徳・人望の高い宗親を、永久名誉董・監事長、名誉董事長、名誉董事、榮譽顧問、顧問として招くことができる。

- 第十六条 本人は、理事会の決定により、族内の人徳・人望の高い宗親を招き、「元老会」を成立させ、本人のための調停及び諮問の機構とすることができる。

- 第十七条 本人の董、監事、委員、顧問はすべて義務職であり、必要なきには交通費又は食費・旅費を支給することができる。

- 第十八条 本人に総幹事一人を置き、幹事若干名を毎期の理事会で委託する。但し、委託した会務人員は董・監事の身分を有することはできない。

- 第十九条 董事に次の事由の一つがあるときは、解任しなければならない。
  - 一 やむをえない事故により、理事会がその解職を認めた場合。
  - 二 職務を怠つたために理事会の決議により法によって処分された場合。

三 法令に違背して、私的に不正行為をなし、又はその他重大な事由があるときは、董事会の決議により、退職させる。

第二〇条 本法人の董事会が執行機関として有する職権は以下の通りである。

一 本章程に規定する事項を執行する。

二 董事会の決議案を執行する。

三 福利事業を行う。

四 本法人の財産の保管及び財務収支等の事項を管理する。

五 本法人の職員の任免及び評価を行う。

六 宗親の位牌奉祀に関する事項を審査する。

七 本章に規定する事務を執行する。

第二一条 監事会の職権は次の通りである。

一 本法人の財政収支を審査する。

二 監察・弾劾権を行使する。

三 董事会の決議の執行状況を監察し、董事会に出席して発言することができる。但し、議決権はない。

四 監事長・副監事長は日常の事務を監察する。

## 第五章 会議

第二二条 本法人の董事会は三ヶ月ごとに一回開催する。董事長が招集し、且つ董事長が議長となる。三分の一以上の董事が請求し、又は必要と認めるときは、臨時董事会を開催しなければならない。

第二三条 本法人の常務董事会は二ヶ月ごとに一回開催し、又は必要と認めるときは臨時常務董事会を開催しなければならない。

第二四条 本法人の監事会は三ヶ月ごとに一回開催する。監事長が招集し、且つ監事長が議長となる。三分の一以上の監事が請求し、又は必要と認めるときは、臨時監事会を開催しなければならない。

## 第六章 賞罰

第二五条 本法人所屬の宗親及び業務人員又は族人が、国家、社会又は本法人に対して特別の貢献をなした場合、董事会の議決により、褒章を授け、以てこれを顕彰する。

第二六条 本法人所屬の宗親が本法人の章程に違反して本法人の名譽を妨害し、損害を与えたときは、その情状の軽重を勘案して、警告し、又

はその職務、身分、資格を取り消す。

第二七条 宗親又は自然人が捐助した一切の財物は本法人の所有に帰し、返還しない。

## 第七章 その他

第二八条 本法人の事務執行細則は、董事会が別に定める。

第二九条 本法人の財産の処分又は変更は、法によって処理し、主管機関に報告し許可を受けてから行う。

第三〇条 本章程は、民国八八年八月三十一日、董事会で修正され、主管機関に報告、許可を受けた後に施行する。修正のときも同じである。

## 注

(1) 日本統治時代における祭祀公業廃止論に関しては、例えば杉本栄次「祭祀公業を廃止すべし」(『台法月報』一五卷九号)がある。祭祀公業廃止論と台湾人意識の葛藤については、呉豪人「植民地台湾における祭祀公業の改廃問題」(『日本台湾学会報』一号、一九九九年、五四頁以下)、劉夏如「日本法の継受と近代台湾——祭祀公業改廃論争をめぐって——」(『相關社会科学』九号、一九九九年、二頁以下)、同「台湾祭祀公業をめぐる『伝統中国』と『近代法継受』の相克」(『日本台湾学会報』二号、二〇〇〇年、五八頁以下)を参照。

(2) 立法措置の検討については、後藤武秀「臨時台湾旧慣調査会における『祭祀公業令』の起草」(『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』三四号、一九九九年、三七頁以下)を参照。

(3) 財団法人としての祭祀公業の設立については、民国四七年、内政部及び台湾省政府が、「財団法人は出捐者が特定の目的をもって設立するものであり、祭祀公業が財団法人を設立する目的は、子孫が祖先を祭祀することであるから、民法の規定に基づいて、財団法人を設立することができる」(内政部四七年台内民字第一八〇七八号代電、台湾省政府民政庁四七年民甲字第一九一一四号代電。黄慶生・黄明芳編著『最新祭祀公業法令広輯』二〇〇一年、七三〇頁所収)として承認するところである。また、今日における祭祀公業に関する基本法令とも言うべき祭祀公業土地整理要点(一九八一年)は、その第二三項に、「新設の祭祀公業は財団法人としなければならない」

- (4) 〔黄慶生・黄明芳編著「前掲書」七頁〕と規定している。
- (5) 〔台湾李氏宗祠建祠三十週年紀念特刊〕（一九九七年、非売品）五八頁以下。
- (6) 〔前掲書〕六一頁以下。
- (7) 〔前掲書〕一〇一頁以下。
- (8) 〔前掲書〕綴込み「法人登記證書」。
- (9) 〔前掲書〕一〇二頁。
- (10) 同章程は、たびたび改正されている。本稿で依拠するのは、民国八八年改正の最新版である。なお、前掲「台湾李氏宗祠建祠三十週年紀念特刊」には民国八〇年版が収められている。
- (11) 〔財団法人台湾李氏宗祠簡報〕第二項による。
- (12) 〔前掲〕第四項。
- (13) 〔慎終追遠台湾李氏宗祠春秋祭祖大典三献礼积義及祭典儀式程序〕一頁以下。
- (14) 〔前掲〕二頁、〔前掲書〕二〇六頁以下。
- (15) 〔前掲書〕一七九頁以下。
- (16) 〔前掲書〕一〇八頁。
- (17) 〔財団法人台湾李氏宗祠九一年度歳入歳出預算表〕による。

〔後記〕

本研究は、平成一四年度文部科学省「私立大学学術研究高度推進化事業」に係わる「学術フロンティア推進拠点」による共同研究「東アジア・東南アジア諸国にみる経済発展と都市化による伝統文化の変容―大都市・地方都市・農村の比較―」【拠点：東洋大学アジア文化研究所（旧アジア・アフリカ文化研究所）】の研究成果の一部である。なお、本稿を草するについては、財団法人台湾李氏宗祠永久名誉監事長の李海雲氏に多大な援助を受けた。ここに厚く御礼申し上げる。